

令和4年度 提言のまとめ

協定の問題点は、本質的には「契約」に変わるものとしてその性格を求められているのに、「指定」という行政処分縛られ「協定」が自治体からの一方的「条件」の付け足しになり、協議に基づく「対等」と「パートナーシップ」を保障するものでない点にあります。

また、協定書が、条例で定めた項目の他、運営に関する細目を決めているので自治体ごとの「考え方」や指定管理者制度に対する「取組み姿勢」が反映して多彩多様になっています。さらに、指定管理者制度は「公募」を前提していますので自治体が作成する「募集要項」とそれを前提に立候補での「提案書」ですので、協定書のほとんどの細目について事前了解または前提事項として受け入れていることとなります。当然、自治体が作成する詳細な「仕様書」にも様々な記載があります。指定管理者が、協定を片務的、平等でないと感じてしまうことの根源になっています。

いま、水道事業だけでなく「公の施設」での指定管理制度から「直営」への方針変換を模索する自治体が見られるようになりました。指定管理者制度の意義は、民間活力による「住民サービスの向上」にあります。自治体はその力を引き出し、活用するためにも協定の役割と重要性に再度着目して見直しが必要だと思います。逆に、指定管理者もさらに力を発揮するため住民サービスのあり方も含め運営効率の向上のため自らの事業の刷新を図る必要があります。

「協定」は、自治体と指定管理者の間の「パートナーシップの基盤」（横浜市）であり、「相互に協力」する出発点（愛知県、高知県、神戸市）であります。協定を毎年見直すことで指定管理者制度の原点である「民間活力の導入」による住民サービスの活性化を図るとともに「協議」についても積極的に「官民協働」事業を創出する「現場」での「苦しみ」としてお互いに汗をかく必要があると思います。

1 協定書は、再度原点にもどり意義や民間事業者等の活動の趣旨の尊重など盛り込むとともに、評価やモニタリング、著作権や情報公開、インセンティブやペナルティなど先進自治体の条文等を参考にした改訂を求めます。そのことにより、自治体職員の指定管理者制度への正しい理解と、指定管理者の力の発揮が担保されます。

2 協定書は、指定管理者を制約する「仕様書」としての機能を求めるものではなく、民間事業者等の提案をさらに後押しする「手引書」になるよう、自治体も指定管理者も相互に意見を持ち寄り、アイデアを盛り込んだ「企画計画書」を目指す必要があるのではないかと考えます。

3 新たな時代の要請に合わせ、自治体と指定管理者の役割と業務を協定書で明確にし、またリスク分担を「最も適切に管理することができる者」を明確にすべきと考えます。特に、不可抗力に多く見られるような「協議」を多用するのではなく、自治体と指定管理者の双方がどの領域で力を発揮できるかを見極め、その役割と業務を定め、明記する必要があるのではないのでしょうか。